

# 様式 1 公表されるべき事項

## 物質・材料研究機構の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体のうち、以下を参考とした。

① 旧国立研究開発法人放射線医学総合研究所・・・当該法人は、同じ国立研究開発法人として研究業務を実施していた。公表資料によれば、平成27年度の長の年間報酬額は19,802千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、19,970千円と推定される。同様の考え方により、理事については15,622千円、監事については13,483千円と推定される。

② 事務次官年間報酬額・・・22,977千円

##### ② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

文部科学大臣の機構に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額し、平成28年度の期末特別手当の支給額を決定した。

##### ③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、法人の長については、本給、地域手当、期末特別手当及び通勤手当から構成されている。月額については、国立研究開発法人物質・材料研究機構役員報酬規程に則り、本給に地域手当、通勤手当を加算して算出している。

期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。期末特別手当の額は、文部科学大臣が実施する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

なお、平成28年度では、期末特別手当の引上げ(年間0.1月分引上げ)を実施した

理事

役員報酬支給基準は、理事については、本給、地域手当、期末特別手当及び通勤手当から構成されている。月額については、国立研究開発法人物質・材料研究機構役員報酬規程に則り、本給に地域手当、通勤手当を加算して算出している。

期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。期末特別手当の額は、文部科学大臣が実施する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

なお、平成28年度では、期末特別手当の引上げ(年間0.1月分引上げ)を実施した

監事

役員報酬支給基準は、監事については、本給、地域手当、期末特別手当及び通勤手当から構成されている。月額については、国立研究開発法人物質・材料研究機構役員報酬規程に則り、本給に地域手当、通勤手当を加算して算出している。

期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。期末特別手当の額は、文部科学大臣が実施する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

なお、平成28年度では、期末特別手当の引上げ(年間0.1月分引上げ)を実施した

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、監事(非常勤)については、非常勤役員手当及び通勤手当から構成されている。月額については、国立研究開発法人物質・材料研究機構役員報酬規程に則り、本給に通勤手当を加算して算出している。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 19,650	千円 12,420	千円 5,013	千円 1,987 (地域手当) 230 (通勤手当)			※
A理事	千円 15,752	千円 9,816	千円 4,365	千円 1,571 (地域手当)	4月1日		◇
B理事	千円 15,752	千円 9,816	千円 4,365	千円 1,571 (地域手当)	4月1日		※
C理事	千円 15,752	千円 9,816	千円 4,365	千円 1,571 (地域手当)	4月1日		※
A監事	千円 5,932	千円 3,336	千円 2,054	千円 534 (地域手当) 8 (通勤手当)		7月31日	※
B監事	千円 9,560	千円 6,544	千円 1,410	千円 1,047 (地域手当) 558 (通勤手当)	8月1日		※
C監事 (非常勤)	千円 1,737	千円 1,692	千円	千円 45 (通勤手当)			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

法人の長

物質・材料研究機構は、金属材料技術研究所と無機材質研究所の二つの国立研究所が統合して発足した法人であり、物質・材料科学技術に関する基礎研究および基盤的研究開発を行い、研究成果の情報発信及び活用促進を図ると共に、施設及び設備の共用、研究者・技術者の養成と資質の向上を目的としている。

そうした組織の中で、物質・材料研究機構の長は、法人全体の研究業務を統括する一方で、産学官との連携を進めるなど、高いマネジメント能力やリーダーシップに加え、研究分野に対する高度な専門性が求められる。

理事長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬27,429千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額22,977万円と比べてもそれ以下となっている。

また、研究開発を主要な業務とする旧国立研究開発法人放射線医学総合研究所の長の報酬水準は、19,970千円と推定され同水準である。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

物質・材料研究機構は、金属材料技術研究所と無機材質研究所の二つの国立研究所が統合して発足した法人であり、物質・材料科学技術に関する基礎研究および基盤的研究開発を行い、研究成果の情報発信及び活用促進を図ると共に、施設及び設備の共用、研究者・技術者の養成と資質の向上を目的としている。

そうした組織の中で、物質・材料研究機構の理事は、自らに与えられた研究業務等を統括する一方で、産学官との連携を進めるなど、高いマネジメント能力やリーダーシップに加え、研究分野等に対する高度な専門性が求められる。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の専務取締役報酬25,231千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額22,977千円と比べてもそれ以下となっている。

また、研究開発を主要な業務とする旧国立研究開発法人放射線医学総合研究所の理事の報酬水準は、15,622千円と推定され同水準である。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

物質・材料研究機構は、金属材料技術研究所と無機材質研究所の二つの国立研究所が統合して発足した法人であり、物質・材料科学技術に関する基礎研究および基盤的研究開発を行い、研究成果の情報発信及び活用促進を図ると共に、施設及び設備の共用、研究者・技術者の養成と資質の向上を目的としている。

そうした組織の中で、物質・材料研究機構の監事は国立研究開発法人の業務を監査し、主務省令で定めるところにより監査報告を作成し、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出するなど、研究分野等に対する高度な専門性が求められる。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の取締役報酬18,527千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額22,977千円と比べてもそれ以下となっている。

また、研究開発を主要な業務とする旧国立研究開発法人放射線医学総合研究所の監事の報酬水準は、13,483千円と推定され同水準である。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

物質・材料研究機構は、金属材料技術研究所と無機材質研究所の二つの国立研究所が統合して発足した法人であり、物質・材料科学技術に関する基礎研究および基盤的研究開発を行い、研究成果の情報発信及び活用促進を図ると共に、施設及び設備の共用、研究者・技術者の養成と資質の向上を目的としている。

そうした組織の中で、物質・材料研究機構の監事は国立研究開発法人の業務を監査し、主務省令で定めるところにより監査報告を作成し、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出するなど専門性が求められる。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の取締役報酬18,527千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額22,977千円と比べてもそれ以下となっている。

また、研究開発を主要な業務とする旧国立研究開発法人放射線医学総合研究所の監事は、当法人と職務内容・職責が近い。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や参考となる他法人との比較などを考慮すると法人の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 9,539	年 月 6 6	2015/12/31	1.0	
理事A	千円 8,296	年 月 6	2016/3/31	1.1	
理事B	千円 1,281	年 月 1	2016/3/31	1.2	
監事	千円 該当者なし	年 月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

## 5 退職手当の水準の妥当性について

### 【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	当該理事長が在職した期間に係る機構の年度実績評価に基づき、当該理事長の業績勘案率については、主務大臣の評価において1.0と決定された。
理事A	当該理事は、在任中に新たに複数発足した研究拠点構築事業を着実に推進するなど機構の業務運営に多大な貢献をしたことから、当該理事の業績勘案率については、主務大臣の評価において1.1と決定された。
理事B	当該理事は、広報・アウトリーチ活動に顕著な成果をあげるなど機構の業務運営に多大な貢献をしたことから、当該理事の業績勘案率については、主務大臣の評価において1.2と決定された。
監事	該当者なし

注：「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

## 6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

I 1②にある仕組みを継続して実施し、必要に応じて拡充することを検討する。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、類似した事業を実施している独立行政法人等のほか、平成28年職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別・職種別平均支給額を参考にした。

① 旧国立研究開発法人放射線医学総合研究所…当該法人は、同じ国立研究開発法人として研究業務を実施し、法人規模についても同等程度であった。

② 国家公務員…平成28年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が408,996円、研究職俸給表の平均給与月額は551,477円となっており、全職員の平均給与月額は416,455円となっている。

③ 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学卒事務係長の4月の平均支給額は501,169円、大学卒技術課長の4月の平均支給額は617,337円となっている。

組織の活性化と業務の質の向上を進めるとともに、効率的な業務運営に努めるため、適性な人件費管理を行う。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤勉手当、業績手当、査定昇給において、職員の成果、機構への貢献度等が反映される給与となっている。当法人においては、平成17年より業績手当を導入しており、最大約92万円～138万円程度の給与差が生じることとなる。

また、平成28年度より、職員の業績を月額給与に反映させることとして定年制研究職員を対象とした年俸制を新設し、一部の新規採用者に適用した。

#### ③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

物質・材料研究機構職員給与規程に則り、本給及び諸手当(扶養手当、管理職手当、能力手当、職能手当、地域手当、研究員調整手当、期末手当、勤勉手当、業績手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、時間外勤務手当)としている。

期末手当の額は、期末手当基礎額(本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額)に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(特定職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当(研究職員、エンジニア職員にあっては業績手当)の額は、勤勉手当基礎額(本給月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額)に、期末手当・勤勉手当支給細則に定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成28年度では、①全本給表のベースアップ(平均0.2%増)、②勤勉手当・業績手当の支給率の引上げ(0.1月分引上げ)、③管理職手当・能力手当・職能手当の引上げ(一部の区分について100円)及び④年俸制制度の整備を実施した。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	480	47.2	9,338	6,968	110	2,370
事務・技術	83	42.3	6,744	4,961	100	1,783
研究職種	345	48.2	10,018	7,483	103	2,535
エンジニア職種	52	48.2	8,968	6,759	170	2,209

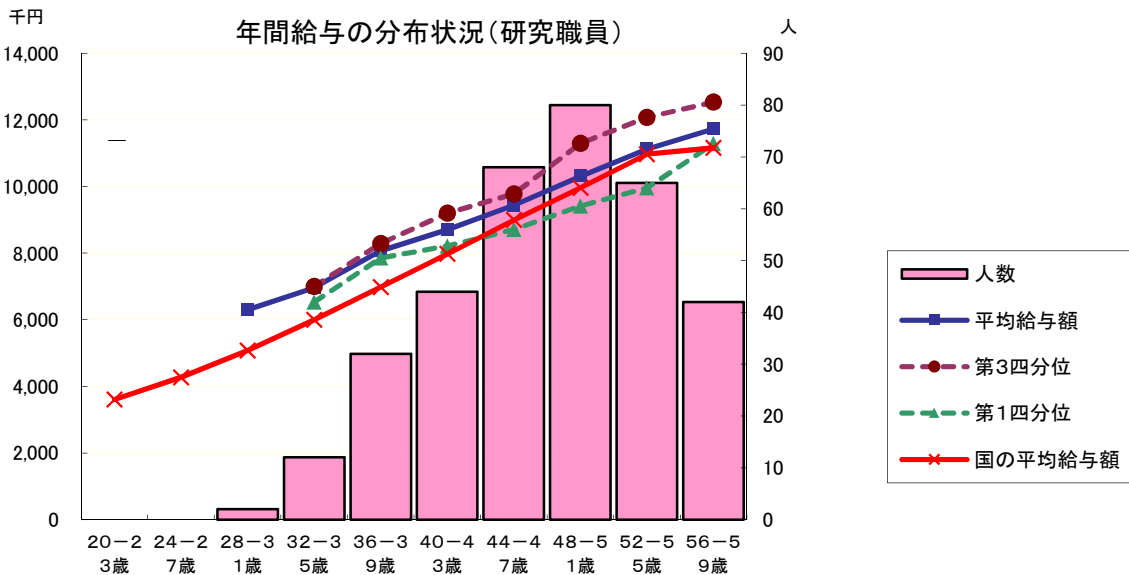
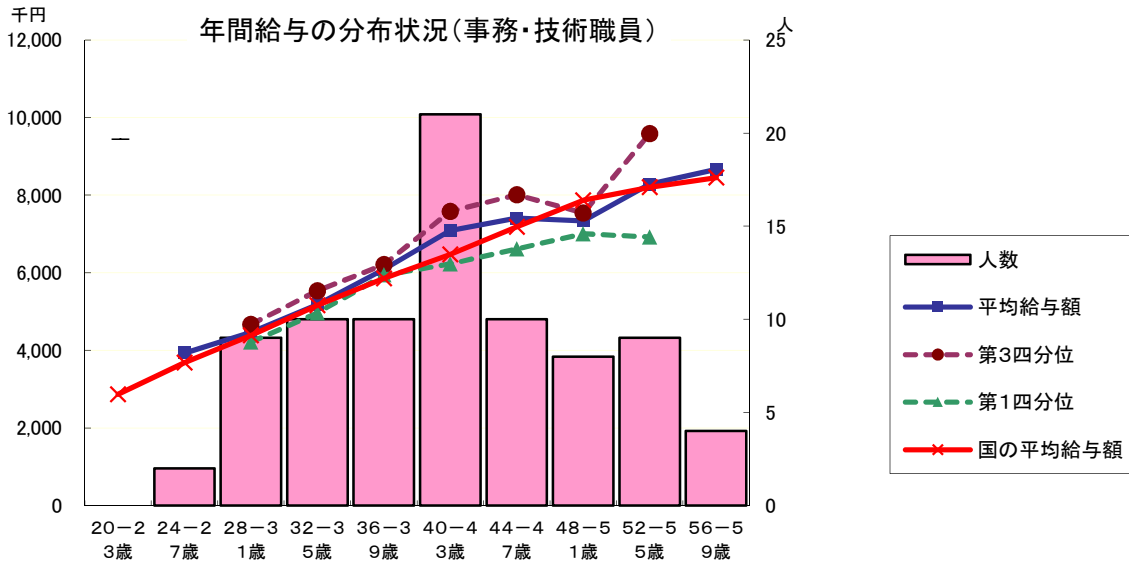
注1:「エンジニア職」とは、研究を円滑に推進し、より多くの優れた研究成果を得る上で、装置、設備、プログラム設計などに関する独自の開発や高度化などを含む研究支援及び研究基盤構築の業務を行う職種。

注2:常勤職員については、任期付職員及び再任用職員を除く。

注3:非常勤職員については、該当者がいないため記載しない。

任期付職員	173	41.5	4,694	4,694	75	
事務・技術	27	55.3	3,995	3,995	104	
研究職種	146	38.9	4,823	4,823	69	

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
部長	1	56.5	12,724	12,724 ～ 12,724
課長	6	50.7	9,816	10,570 ～ 9,156
課長補佐	17	47.6	7,579	8,293 ～ 5,936
係長	41	42.6	6,489	8,006 ～ 5,198
主任	8	33.5	5,027	6,139 ～ 4,641
係員	10	32.4	4,476	6,171 ～ 3,734



## (研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
研究部長	97	53.0	11,899	14,114 ～ 9,594
研究課長	12	47.8	9,768	10,620 ～ 9,079
主任研究員	224	46.8	9,235	12,162 ～ 6,534
研究員	12	37.1	6,689	7,471 ～ 6,286

## ④ 賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

## (事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		56.9	57.2	57.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
		43.1	42.8	43.0
	最高～最低	%	%	%
		48.1 ～ 37.4	47.2 ～ 37.6	47.6 ～ 37.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		60.1	59.5	59.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
		39.9	40.5	40.2
	最高～最低	%	%	%
		46.2 ～ 36.4	47.5 ～ 36.6	46.9 ～ 36.5

## (研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		56.1	56.5	56.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
		43.9	43.5	43.7
	最高～最低	%	%	%
		57.3 ～ 37.0	55.7 ～ 37.2	56.4 ～ 37.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		60.5	60.5	60.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
		39.5	39.5	39.5
	最高～最低	%	%	%
		49.6 ～ 35.5	48.7 ～ 35.9	49.1 ～ 35.7

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### 事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 103.0</li> <li>・年齢・地域勘案 103.2</li> <li>・年齢・学歴勘案 104.2</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 103.1</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>(年齢・学歴勘案) 若年層の職員割合が高く、業績評価において職員割合に連動して若年層の職員が高い評価を受ける割合が高くなっていることから、高い昇給区分が適用されているため国に比べ給与水準が高くなっていると考えられる。</p> <p>(地域・学歴勘案) 当機構職員における住居手当を受給する者の比率が35.5%となった一方、国家公務員の住居手当を受給している者の比率は19.9%(平成28年国家公務員給与実態調査)であることが原因の一つと考えられる。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果) 物質・材料研究機構は、物質・材料科学技術に関する基礎研究および基盤的研究開発を行い、研究成果の情報発信及び活用促進を図ると共に、施設及び設備の共用、研究者・技術者の養成と資質の向上を目的としており、これらの業務を達成するために優秀な職員を確保する必要がある。 物質・材料研究機構の給与体系は、国家公務員の給与体系に準拠した規程を整備し運用し、国家公務員(行政職俸給表(一))の平均給与月額410,984円と国家公務員の給与水準と同等であり、民間給与の平均支給額501,169円を下回る。 (主務大臣の検証結果) 住居手当を受給する者の比率が高いことにより比較指標は高くなっているが、法人の給与制度は国に準じており、給与水準はおおむね適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	<p>○平成29年度に見込まれる対国家公務員指数 対公務員指数 100程度 (地域勘案 100程度、学歴勘案 100程度、地域・学歴勘案 100程度)</p> <p>今後も、メリハリのある人事管理や、機構の職員給与規程の改正に当たっては、一般職の職員の給与に関する法律に準拠することなどにより、国家公務員と同程度の水準が維持できるよう努める。</p>

## 研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 105.3</li> <li>・年齢・地域勘案 104.2</li> <li>・年齢・学歴勘案 104.8</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 103.6</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>(年齢・学歴勘案) 若年層の職員割合が高く、業績評価において職員割合に連動して若年層の職員が高い評価を受ける割合が高くなっている事から、高い昇給区分が適用されているため国に比べ給与水準が高くなっていると考えられる。</p> <p>(地域・学歴勘案) 当機構職員における住居手当を受給する者の比率が35.5%となった一方、国家公務員の住居手当を受給している者の比率は19.9%(平成28年国家公務員給与実態調査)であることが原因の一つと考えられる。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果) 物質・材料研究機構は、物質・材料科学技術に関する基礎研究および基盤的研究開発を行い、研究成果の情報発信及び活用促進を図ると共に、施設及び設備の共用、研究者・技術者の養成と資質の向上を目的としており、これらの業務を達成するために優秀な職員を確保する必要がある。 物質・材料研究機構の給与体系は、国家公務員の給与体系に準拠した規程を整備し運用し、国家公務員の平均給与月額557,131円と国家公務員の給与水準と同等であり、民間給与の平均支給額617,337円を下回る。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 物質・材料研究機構は、物質・材料科学技術に関する基礎研究および基盤的研究開発を行い、研究成果の情報発信及び活用促進を図るとともに、施設及び設備の共用、研究者・技術者の養成と資質の向上を目的としており、今後も優れた研究成果をあげていくためには、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化などを定めた研究開発力強化法においても国際社会で活躍する卓越した研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指標が高い傾向にあるが、適正な範囲内であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	<p>○平成29年度に見込まれる対国家公務員指数 対公務員指数 103程度 (地域勘案 103程度、学歴勘案 103程度、地域・学歴勘案 103程度)</p> <p>国内外に開かれた世界最高峰の研究機関として物質・材料研究分野で中核的な役割を果たして行くためには、今後も博士課程修了者等の高学歴で優秀な国内外の研究者の採用を行っていくことが不可欠である。 これにより、大卒以上、特に博士課程修了者の割合が高まることとなるが、メリハリのある人事管理や、機構の職員給与規程の改正に当たっては、一般職の職員の給与に関する法律に準拠することなどにより、現状と同程度の水準が維持できるよう努める。</p>

### 4 モデル給与

○22歳(大卒初任給、独身)	}
月額 206,712円 年間給与 3,317,727円	
○35歳(係長、配偶者・子1人)	
月額 331,180円 年間給与 5,349,647円	
○45歳(室長代理、配偶者・子2人)	}
月額 431,404円 年間給与 7,048,836円	

### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

Ⅱ 1②にある仕組みを継続して実施し、必要に応じて拡充することを検討する。	}

### Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 6,575,957
退職手当支給額 (B)	千円 454,320
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,593,889
福利厚生費 (D)	千円 1,121,606
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 9,745,772

注：中期目標管理法及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

#### 総人件費について参考となる事項

・当該年度は中長期目標期間の初年度であるため、上記表において、比較対象は記載されていないが、「最広義人件費」(対前年度比101,667千円増)となっている。これは、国家公務員の給与見直しに準拠して給与等の引上げを行ったこと、自己都合退職者が多数発生し、退職手当支給額が増えたこと等による結果である。

#### (職員の退職手当について)

- ・実施期間：平成25年1月31日から
- ・退職手当の支給水準について：退職手当の調整率を次の表の通り段階的に引き下げた。

平成25年1月30日以前	104/100
平成25年1月31日～9月30日	98/100
平成25年10月1日～翌年6月30日	92/100
平成26年7月1日以降	87/100

### Ⅳ その他

特になし